

令和 6 年度 志摩市職員障がい者活躍推進計画の実施状況の公表

障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和 35 年法律第 123 号)第 7 条の 3 第 6 項の規定に基づき、「志摩市職員障がい者活躍推進計画」の実施状況を下記の通り公表いたします。

記

1. 採用に関する目標

項目	実績値
【参考】法定雇用率	2.8%
① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員の数	947.5 人
② 障害者である職員の数	29 人
③ 実雇用率	3.06%

※ 令和 6 年 6 月 1 日現在 ◎法定雇用率達成。

注₁ ①「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数の数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数を除いた職員数である。

注₂ ②「障害者である職員の数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者である職員数の計であり、以下のとおりカウントしている。

- ・ 1 週間の所定労働勤務時間が 30 時間以上の場合、1 人をもって 1 人
- ・ 1 週間の所定労働勤務時間が 20 時間以上 30 時間未満の場合、1 人をもって 0.5 人

○精神障害者である特定短時間勤務職員（1 週間の所定勤務時間が 10 時間以上 20 時間未満）について、1 人をもって 0.5 人とカウントする。

○重度身体障害者・重度知的障害者については、以下のとおりカウントする。

- ・ 1 週間の所定労働勤務時間が 30 時間以上の場合、1 人をもって 2 人
- ・ 1 週間の所定労働勤務時間が 20 時間以上 30 時間未満の場合、1 人をもって 1 人
- ・ 1 週間の所定勤務時間が 10 時間以上 20 時間未満の場合、1 人をもって 0.5 人

注₃ ③実雇用率＝②/①×100（小数点以下第 3 位を四捨五入）

2. 定着に関する目標

目標	実績
障がいのある職員の不本意な離職を生じさせない。	不本意な離職は生じていない。

3. 取組内容の実施状況

取組内容		取組実績
障がい者の活躍を推進する体制整備	組織面	障がい者雇用推進者として総務課長を選任した。
	人材面	障がい者が働きやすい環境、相談しやすい環境を整備するに当たり、障がい者職業生活相談員として人事担当者を選任した。
障がい者である職員の活躍の基本となる職務の選定・創出		非常勤任用の場合、当初は短時間勤務とすることにより、就業可能な業務かを確認しながら適切な配属となるように努めた。
障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	職務環境	障がいの特性に配慮し、任用前に配属先を実際に確認してもらう等、障がい者が働きやすい環境で勤務できるよう努めた。
	募集、採用	募集、採用に当たっては、特定の障がいを排除するようなことは行っていない。
	働き方	時間単位の年次休暇や病気休暇など各種休暇の利用の促進、会計年度任用職員については障がいに応じて勤務時間や日数を調整する等支援した。
	キャリア形成	面談で本人が目指す目標を設定し、その目標を達成するため必要に応じて補助を行った。
	その他の人事管理	必要に応じて面談を実施し、状況把握や体調への配慮を行った。